

# 空き家を解体する費用を補助します

## 【空き家所有者(低所得者)向け】

住民税が非課税である所有者が、市内の空き家を解体する費用の一部を補助します。

### 1 補助の内容

●空き家を解体撤去する費用の2/3の額▷ 上限額70万円

### 2 補助の対象者

- ●次の全てに該当する方です。
  - (1)解体する空き家の所有者(又はその相続人)であること
  - (2) 住民税非課税であること
  - (3) 市税の滞納がないこと
  - (4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと 等

### 3 補助の対象となる空き家

●市の空き家台帳に登録されている空き家 又は概ね1年以上使用されていない空き家

### 4 補助の対象となる解体工事

- ●次の全てに該当する工事です。
  - (1) 空き家の全部を解体撤去する工事
  - (2)解体工事の有資格者による工事
  - (3)申請した年度内に完了報告ができる工事 等

#### 【補助対象経費】

- 解体撤去の丁事費
- ・廃材等の収集運搬費、処分費
- ・工事や処分等の安全確保に要する経費
- ・その他解体撤去工事等の諸経費

### 5 申請受付期間

●予算に達するまで



※詳細等、必ず交付要綱をご確認ください。

### 6 申請等の手続き

●工事着手前に申請が必要です。ご注意ください。

補助金申請書類の提出(申請者→市)

#### 【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 工事契約書(請書)の写し ※補助対象者(申請者)名義での契約であること
- (3) 工事内訳明細書又は見積書の写し
- (4) 現場付置図
- (5) 工程表
- (6) 工事施行前の写真
- (7) 非課税証明書
- (8) 市税を滞納していないことの証明書
- (9) 登記簿又は固定資産税課税明細書の写し 等



交付決定通知書の送付(市→申請者)

書類審査後、交付決定通知書を送付します



解体丁事の着丁、完了(申請者)

申請内容に変更があった場合は変更申請書を提出



補助金の請求(申請者→市)

#### 【提出書類】

- (1)補助金交付請求書、事業完了実績報告書
- (2)解体工事費用の領収書の写し
- (3) 工事施行後の写真



補助金の交付(市→申請者)

適正と認めた場合、指定口座に補助金を振り込みます。

【申請窓口、お問い合わせ先】 北上市 都市計画課 住宅政策係 ☎0197-72-8278

